

(別 添)

※ 国ガイドラインにおける役割分担について

○ 主に、まん延防止、予防接種および生活支援について抜粋

・ まん延防止

分担	未発生期	海外発生期		国内発生期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●衛生資器材等の供給体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備 ●感染症危機情報の発出等 ●在外邦人支援 	緊急事態ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す。 ●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請 		●従来の計画を評価、第二波に備える。
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る。 		
県	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備 	緊急事態ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う。(地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。) ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請 ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 		
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●不要不急の外出自粛の要請等 ●施設の使用制限等の要請等(地域感染期には、患者数の増に伴い、地域における医療提供体制への負担が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重傷者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下において実施) 		
市	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力 					

・ 予防接種

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
国	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの研究開発を促進 ● プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄（一部は製剤化） ● 円滑に流通できる体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受け、登録を実施 ● 厚生労働省(国立感染症研究所)はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請 ● 供給量の計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、特定接種の実施を決定 ● 基本的対処方針にて総枠、対象、順位など具体的な運用の決定 ● 国家公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンを確保し、速やかに供給する。 ● 特定接種の継続 ● データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンを確保し、速やかに供給する。 ● 特定接種の継続 ● データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の計画を評価、第二波に備える。
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて輸入ワクチンを確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ● ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ● 新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンを確保し、速やかに供給する。 	
県	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑に流通できる体制を整備 ● 所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の方針に従い再整備 	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 		
市	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の方針に従い再整備 	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施主体として速やかに接種できる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民接種の継続 		

・生活対策（生活支援、埋火葬）

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期		
国	生活支援	●コールセンターの設置				●従来の計画を評価、第二波に備える		
	埋火葬	●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援						
県	生活支援	●市町村に対し、必要な支援			●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送		●従来の計画を評価、第二波に備える	
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築	●相談窓口の設置	●資器材等の備蓄	●情報の把握、資材等の確保			●火葬場経営者への可能な限りの火葬炉の稼働要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮
市	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討		●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施				●従来の計画を評価、第二波に備える
		●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討		●その他、必要と思われる住民支援				
	●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握		●要援護者への支援					
			●相談窓口の設置					
埋火葬	●死亡者増加を踏まえ、円滑な埋火葬のための体制整備（遺体保管場所等確保）			●死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の準備開始	●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続きの特例に基づく埋火葬に係る手続き			